

バーゼル日本語学校協会規約

第1章 総 則

第1条 名称

本会の名称は、「バーゼル日本語学校協会」とする。
独語名： Verein „Japanische Schule Basel “
本会は協会組織による非営利法人である。

第2条 所在地・協会住所

本会は協会住所をもって、その所在地とする。
協会住所は「Japanische Schule Basel, 4000 Basel」とする。

第3条 目的

本会の主たる目的は以下のとおりとする。

- 1) 児童及び青少年の日本語教育を行う。
- 2) 国際交流基金による日本語能力試験レベルN2取得を一応の最終目的とする。

第2章 会 員

第4条 資格

資格者は、バーゼル日本語学校に就学中の生徒の保護者及び本校の教師とする。

第5条 入会

入会申込書を会長宛に提出し、第3章第15条3)の加入承認を得て、これと同時に入会金（授業料）の納入を済ませたことをもって、会員の資格を得る。

第6条 退会・除名

- 1) 退会しようとする者は、原則として1ヶ月以上前に書面による届けを会長に出さなければならない。
- 2) 会員資格は、その児童・生徒が退学した時、自動的に消滅する。
- 3) 会員資格は、死亡及び運営委員会が除名することによっても消滅する。

第7条 財源

本会の財源は、入会金、授業料、寄付、バザー等の収益によるものとする。

第8条 権利

- 1) 総会における1票の投票権。（1家族1票）
- 2) 会の運営に関して発言できる。
- 3) 会長、会計、書記、広報、HSK担当者、運営委員、会計監査員に選出される資格がある。

第9条 義務

- 1) 本規約を順守すること。
- 2) 授業料を期日までに納入すること。
- 3) 会の諸活動に参加、協力すること。

第3章 組織

第10条 機関

本会の機関は、総会、運営委員会、教師会、会計監査からなる。

第11条 総会の権限

総会は、「バーゼル日本語学校」の最高機関であり、以下の権限を有する。

- 1) 会が追求する目的から生じてくるあらゆる問題を取り扱う。
- 2) 年次報告と会計報告と予算を承認する。
- 3) 入会金、授業料及びクラス担任の講師料を決定する。
- 4) 会長、会計、書記、広報、HSK 担当者、運営委員、会計監査員を選ぶ。
- 5) 規約の改正及び会の解散を決定する。

第12条 総会の開催

- 1) 総会は年1回、会長の招集により開催され、会員の半数以上の参加により成立する。
- 2) 運営委員会は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 3) 会員の5分の1以上の請求がある時、運営委員会は臨時総会を招集しなければならない。
- 4) 総会に出席できない会員は、欠席の通知と共に、他いずれかの出席できる会員1名、もしくは会長を代理とした委任状の提出が必要。

第13条 総会の議決

- 1) 議決及び運営委員の選出は、出席会員及び代理委任状の多数決によって決定する。
- 2) 賛否の票が同数の場合は、会長がどちらかに決める。
- 3) 会則の改正を目的とする決定については、会員の3分の2以上が参加する総会において、過半数以上の議決を必要とする。
- 4) 会の解散を目的とする決定については、会員の3分の2以上が参加する総会において、3分の2以上の議決を必要とする。

第14条 運営委員会の構成

運営委員会は、会長、会計、書記、広報、HSK 担当者、各クラスで選ばれた委員、及び教師全員からなる。

第15条 運営委員会の役割

- 1) 会を代表する機関である。
- 2) 総会の決定事項を実行する。
- 3) 会員の加入、退会、除名、クラス変更の承認及び決定。
- 4) 運営委員会は、入会金、授業料、クラス担任の講師料以外のすべての財政に関わる決定権を持ち、学校人事、その他本会の運営について必要な決定

を行い、執行する。

第16条 会長、会計の選出
会長と会計は、原則として運営委員経験者の中から候補を立て、総会で選出する。

第17条 教師選出
書類選考の上、面接によって決定する。

第18条 教師会の構成・役割
教師会は教師からなり、授業の質の向上の為、教師が意見を交換し合い研究する場である。

第19条 役員・運営委員の任期
会長、会計、書記、広報の任期は原則2年間とし、HSK担当者は原則4年間とする。クラス運営委員の任期は原則1年間とする。再任も可能である。

第20条 会計監査員

会計監査員は運営委員以外から1名選ぶ。
監査の際は、会計経験者1名が、その補佐をする。

2年間の任期で、再任も可能とする。

第4章 発効

第21条 発効
本規約は1996年度1月14日の臨時総会の承認により発効となる。
2003年4月6日の総会の承認により一部改正。
2009年3月29日の総会の承認により一部改正。
2010年4月25日の総会の承認により一部改定。
2013年3月10日の総会の承認により一部改定。
2016年4月17日の総会の承認により一部改定。